

厚生労働大臣 舩添要一様

肝炎治療特別促進事業について

厚生労働省は、平成20年度から都道府県が実施主体となる新たな肝炎対策事業の実施に向けた準備を進めている。

このような重要な施策、特に地方公共団体を実施主体とし、新たな巨額の財政負担等を生じさせる施策を導入するにあたっては、施策の必要性や財源措置を含め制度設計について当然あらかじめ地方公共団体の意見を聴き、これを十分に尊重し、理解を得て進めるべきである。

全国知事会においても、昨年11月26日に大臣にその旨の申し入れ書を手渡したところである。それにも関わらず、一方的に全都道府県に対し事業を開始させようとすることは極めて遺憾である。

については、今後このような新たな事業の設計、実施にあたっては地方と十分協議の上進めることを約束されたい。

平成20年1月11日

全国知事会

会長 麻生 渡